

2016 年 12 月 1 日

熊本県等とセブン-イレブン・ジャパン

『熊本県における地域の見守りに関する熊本見守り応援隊協定』を締結

高齢者等の見守り活動を通じて安全・安心な街づくりを推進

株式会社セブン-イレブン・ジャパン（東京都千代田区、代表取締役社長：古屋 一樹）は、2016 年 12 月 1 日（木）、熊本県（蒲島 郁夫知事）と地域社会における安全・安心の取り組みの一環として、『熊本県における地域の見守りに関する熊本見守り応援隊協定』を締結いたします。

本取り組みは、高齢化社会の進行や単身世帯の増加、ならびに小売店舗をはじめとする様々な地域拠点の減少といった社会環境の変化が進む中、熊本県、熊本県警察本部、社会福祉法人熊本県社会福祉協議会、熊本県民生委員児童委員協議会、熊本市民生委員児童委員協議会と株式会社セブン-イレブン・ジャパンが連携・協力して、高齢者等の見守り活動を通じて安全・安心な街づくりを推進していくものです。

セブン-イレブン・ジャパンは今後も地域社会との連携を深め、商品・サービスの提供だけでなく、地域拠点としての店舗づくりを推進してまいります。

記

1. 協定の名称 『熊本県における地域の見守りに関する熊本見守り応援隊協定』

2. 協定締結日 2016 年 12 月 1 日（木）

3. 協定の趣旨

高齢化や人口および世帯人数の減少が進む中、熊本県、熊本県警察本部、社会福祉法人熊本県社会福祉協議会、熊本県民生委員児童委員協議会、熊本市民生委員児童委員協議会とセブン-イレブンが連携し、高齢者等の見守り活動を通じて、高齢者が安心して暮らせる街づくりに取り組んでまいります。

4. セブン-イレブンの役割

店舗営業時やお届けサービスの中で、高齢者及び児童、障害者等の見守り活動を実施し、異変を察知した際は各市町村および各関係機関と連携し対応する。

●セブン-イレブンの店舗数 熊本県内：299 店舗、全国：19,166 店舗

（2016 年 11 月末現在）

以上

熊本県における地域の見守り活動に関する熊本見守り応援隊協定書

株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「甲」という。）、社会福祉法人熊本県社会福祉協議会（以下「乙」という。）、熊本県民生委員児童委員協議会会長宮本武夫（以下「丙」という。）、熊本市民生委員児童委員協議会会長城生昌隆（以下「丁」という。）、熊本県警察本部（以下「戊」という。）及び熊本県（以下「己」という。）は、地域社会において県民が相互に支え合う体制の整備に関して相互に協力するため、地域における見守り活動に関し次のとおり協定を締結する。

（前提）

- 1 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、県民誰もが住み慣れた地域社会において安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指して、一人暮らしの高齢者、子ども等地域社会全体で支援する必要があると思われる者の生活の状況を見守る活動（以下「地域における見守り活動」という。）を実施する。
- 2 甲は、直営店方式又はフランチャイズ方式による、年中無休24時間営業のコンビニエンスストアセブン・イレブン店（以下、「セブン・イレブン店」といい、直営方式のセブン・イレブン店を「直営店」、フランチャイズ方式のセブン・イレブン店を「ＦＣ店」という。）を展開している。ＦＣ店は、甲と別途独立した経営主体（以下、「オーナー」という。）が経営しており、本協定について、甲の推奨に応諾したオーナーが本協定書記載の内容を実施することを乙、丙、丁、戊及び己は、確認する。オーナーの意向、諸事情等により「地域における見守り活動」に参画できないＦＣ店があることを理解したことから、甲、乙、丙、丁、戊及び己は以下のとおり、「地域における見守り活動」について合意する。

（目的）

第1条 本協定は、「地域における見守り活動」を実施するにあたり、甲、乙、丙、丁、戊及び己が相互に協力することにより、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

（甲の協力内容等）

- 第2条 甲は、県内のＦＣ店に対して本協定の趣旨を周知するとともに、ＦＣ店が、地域における見守り活動に、日常の業務に支障のない範囲内で協力するために必要な体制を整備するときは、必要な支援を行うものとする。
- 2 前項の支援は、ＦＣ店が地域住民に何らかの異変があると認める場合において、緊急に対処する必要があると認めるときは、速やかにその地域を管轄する警察署、交番又は駐在所（以下、「警察署等」という。）に通報するよう努めるものとし、緊急に対処する必要があると認めるときは、遅滞なく当該地域の市町村社会福祉協議会に連絡することができるような体制を整備することを旨として行われなければならない。
 - 3 甲、直営店及びＦＣ店は、前項における通報ができなかった場合、または、遅れた場合に生じた問題等については、一切その責任を負わないものとする。

（乙の活動内容等）

第3条 乙は、県内の市町村社会福祉協議会に対して本協定の趣旨を周知するとともに、地域における見守り活動における関係機関の間の連絡が円滑に行われるために必要な体制の整備について支援を行うものとする。

2 前項の支援は、第2条第2項に規定する連絡を受けた市町村社会福祉協議会が速やかに担当地区の民生委員・児童委員に連絡するとともに、関係機関と連携し、及び協力して必要な対応を行うことができるような体制を整備することを旨として行われなければならない。

（丙及び丁の活動内容等）

第4条 丙は、熊本市を除く市町村民生委員児童委員協議会並びに民生委員・児童委員に対して本協定の趣旨を周知するとともに、熊本市を除く地域における見守り活動における関係機関の間の連絡が円滑に行われるために必要な体制の整備について支援を行うものとする。

2 丁は、熊本市内の民生委員・児童委員に対して本協定の趣旨を周知するとともに、熊本市内における見守り活動における関係機関相互の連絡が円滑に行われるために必要な体制の整備について支援を行うものとする。

3 民生委員・児童委員は、第3条第2項の連絡を受けた場合には、速やかに状況を確認し、支援が必要と判断したときは、当該地域の市町村社会福祉協議会及び関係機関と連携し、及び協力して必要な支援を行うものとする。

（戊の支援内容等）

第5条 戊は、県内の警察署、交番及び駐在所（この条において「各警察署等」という。）に対して本協定の趣旨を周知するとともに、各警察署等相互の間の連絡及び通報が円滑に行われるために必要な体制の整備を行うものとする。

（己の支援内容等）

第6条 己は、各市町村及び各関係機関（以下「市町村等」という。）に対して本協定の趣旨を周知するとともに、市町村等における地域見守り活動に関する取組の円滑な実施及び地域見守り活動に係る県内の各地域間のネットワークの構築を図るために必要な支援を行うものとする。

（個人情報保護等）

第7条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、本協定の実施に当たり、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（相互連携）

第8条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、本協定に定める事項の円滑な実施を図るため、甲の業務に支障のない範囲において、情報交換を行う等、相互の連携の強化に努めるものとする。

（目的外使用の禁止）

第9条 甲は、自らが熊本見守り応援隊の参加事業者であることその他自らがこの協定に基づき地域における見守り活動を行っていることを、その営利のために利用してはならない。

（有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲、乙、丙、丁、戊又は己のいずれからでも、文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(中途解約)

第 11 条 前条の期間に拘らず、甲、乙、丙、丁、戊又は己は、解約希望日の 1 月前までに各当事者に書面を以って通知することで、本協定を解約することができるものとする。

(協議)

第 12 条 本協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項については、甲、乙、丙、丁、戊及び己協議のうえ、定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書 6 通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊及び己は、記名押印のうえ、各自その 1 通を保管する。

平成 28 年 12 月 1 日

甲 東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社セブン - イレブン・ジャパン

代表取締役社長 古屋 一樹

乙 熊本市中央区南千反畑町 3 番 7 号
社会福祉法人熊本県社会福祉協議会

会 長 良永 彌太郎

丙 熊本市中央区南千反畑町 3 番 7 号
熊本県民生委員児童委員協議会

会 長 宮本 武夫

丁 熊本市中央区新町 2 丁目 4 番 27 号
熊本市民生委員児童委員協議会

会 長 城生 昌隆

戊 熊本県警察本部

熊本県警察本部長 後藤 和宏

己 熊本県

代表者 熊本県知事 蒲島 郁夫

■セブン - イレブンの『高齢者等の支援に関する（見守り）協定』（個別協定）締結状況

全国 311 自治体で締結

（2016 年 12 月 1 日現在）

【都道府県】 1 都 1 府 20 県

【市町村】 289 市区町村（1 都 1 府 1 道 25 県）

■セブン - イレブンのお届けサービス「セブンミール」の概要

①サービスの内容

毎日のお食事の準備に不便を感じている方や、健康に配慮したいと思われている方へ、事前にお届けするカタログまたは WEB カタログからご注文いただくことで、味や品質にこだわった商品を提供するセブン - イレブンのサービスです。商品のお受取りは「ご自宅等へのお届け」もしくは「セブン - イレブン店舗での受取り」をお選びいただけます。ご注文税込 500 円以上からお届け無料。
※税込 500 円未満のご注文はお届け料税込 123 円でお届けいたします。
※全国の約 14,400 店舗で展開。一部店舗では実施しておりません。

②サービスの特徴

高齢化社会の進行や単身世帯の増加、女性の就業率の向上等、社会環境が大きく変化している中、日々のお買い物に不便を感じている方や健康管理に気をつけている方へ、管理栄養士の監修により健康に配慮した商品を「1 日分より」「年中無休で」「ご注文の翌日に」ご提供しています。

③会社概要

□社 名 株式会社セブン・ミールサービス
□代 表 者 代表取締役社長 青山 誠一
□設 立 2000 年 8 月 7 日（同年 9 月 4 日営業開始）
□資 本 金 3 億円
□事 業 内 容 セブン - イレブンのネットサービスの企画・運営等
□サービスエリア セブン - イレブンの出店地域（店舗周辺）※一部店舗を除く

④商品の一例

□管理栄養士が監修し、野菜の使用量やカロリー、塩分に配慮した「おまかせ御膳（旧日替り弁当）」473 円（税込 510 円）や「すこやか膳（旧お惣菜セット）」473 円（税込 510 円）が人気。
□上記商品以外にも、セブンプレミアムやカット野菜、お米やペットボトル飲料等、約 2,000 品目を品揃え

○セブン・ミールサービスのホームページ <http://www.7meal.jp/>

以 上